

令和6年9月24日から福島県全域で 盛土規制法による規制が始まりました！

三春町は全域宅地造成等規制区域となります。

許可の対象となる盛土の規模 **赤文字 宅地造成等工事規制区域**
青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

崖とは… 地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

三春町で盛土等を行う場合は
規模に応じて**許可**や**届出**が必要となります。

盛土法の届出前には、三春町開発等事前協議または、三春町美しいまちをつくる景観条例の届出が必要となりますので、事前に三春町都市グループにご相談ください。(電話 0247-62-2113)

盛土法の相談・届出は県中建設事務所行政課となります。必要な手続き等の詳細は県のホームページをご確認ください。(電話 024-935-1329)

三春町建設課都市グループ